

平成31年度
事業計画書



社会福祉
法人 三次市社会福祉協議会

目 次

現況	1
重点推進事業	2
具体的事業計画	
1. 法人運営の取り組み	
組織体制を強化する取り組み	3
財政を健全化する取り組み	3
役職員を育成する取り組み	4
その他	4
2. 地域福祉事業	
地域包括ケア推進事業	5
生活支援体制整備事業	5
三次市生活サポート事業	5
はるかぜネット事業	6
ふれあい・いきいきサロン事業	6
高齢者ふれあい・いきいきサロン事業	6
地区社協活動育成事業	7
地区社協活動助成事業	7
ボランティアセンター事業	7
被災者生活サポートボラネット事業	7
三次市地域支え合いセンター	8
福祉教育活動推進事業	8
広報啓発事業	8
3. 福祉サービス利用の相談と支援	
ふれあい福祉センター事業	9
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	10
権利擁護センターもみじ	10
生活福祉資金貸付相談事業	11
民生資金貸付事業	11
老人介護センターの運営	11
民生委員児童委員活動との連携	11
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	11
青少年育成事業の活動支援	12
社会福祉団体・NPO 支援	12
介護支援専門員連絡協議会の活動支援	12

4.	介護保険事業	
	事業所運営会議の開催	1 2
	居宅介護支援事業	1 2
	訪問介護事業	1 3
	通所介護事業	1 3
	福祉用具貸与事業	1 3
	介護老人福祉施設	1 3
	短期入所生活介護事業	1 3
	認知症対応型共同生活介護事業	1 4
	要介護認定訪問調査	1 4
	ボランティア・実習生等の受入れ	1 4
5.	障害福祉サービス	
	居宅介護事業	1 4
	同行援護事業	1 4
	重度訪問介護事業	1 5
6.	地域支援（高齢者介護予防）事業	
	元気はつらつ教室	1 5
	高齢者トレーニング教室	1 5
	トレーニング拠点定期指導	1 6
	家族介護者教室	1 6
	「食」の自立支援事業	1 6
	軽度生活援助事業	1 6
	認知症高齢者生活援助事業	1 6
7.	地域生活支援（障がい者自立支援）事業	
	移動支援事業	1 7
	障害児生活訓練事業	1 7
	要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業	1 7
	点字・声の広報等発行事業	1 7
	手話・点訳・要約筆記・録音ボランティア養成事業	1 7
8.	各種福祉サービス	
	障がい児・者ふれあい事業	1 8
	福祉機器リサイクル事業	1 8
	福祉用具短期貸出	1 8
	高齢者生活支援施設の管理運営	1 8
	福祉車両貸出	1 8
	産前・産後ヘルパー派遣事業	1 8
9.	三次市指定管理施設の管理運営	1 9
10.	福祉サービス苦情解決体制	1 9
11.	共同募金事業への協力	2 0
12.	日本赤十字事業への協力	2 0

<事業方針>

平成30年4月の改正社会福祉法により、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが明記されました。

その中で「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民ひとりひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものである、とされています。

三次市でも、集落自治機能の低下、2025年問題、社会的に孤立した人々の生活課題の顕在化、制度の狭間にあるニーズなど、問題は多様化・複合化しており、分野別の制度で支援するには限界があります。

また、平成30年7月豪雨のように、近年は大規模自然災害が各地で発生しています。災害発生や復興時における地域課題への対応も大変重要となっています。

このような社会状況の中で、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで孤立せず、その人らしい生活を送ることができる地域を作る仕組みづくりが必要となっています。

三次市社会福祉協議会では、今年度より5年間の地域福祉活動の具体的な内容を定めた「第5次地域福祉活動計画」に基づき、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」の活動を進めていきます。

また、こうした地域福祉事業を推進するため効率的で高い専門性を発揮できるよう取り組みを進めるとともに、経営健全化にも取り組みます。

併せて、介護保険部門においても事業運営の効率化を一層進めるとともに、社会福祉協議会の行う介護保険事業としての特色を強化することに努めます。

<重点目標>

1 「三次市社協地域福祉活動計画」の推進

「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を活動計画の取り組み目標とし、4つの重点目標に沿って行動計画を設定していきます。

- (1) 地域の実情に応じたお互いさまのまちづくりに取り組みます。
- (2) 地域で自分らしく暮らせる支援の体制を整えます。
- (3) 地域と協働し、地域課題の解決に取り組むネットワークをつくります。
- (4) お互いに思いやる気持ちを高めるために情報を発信します。

2 介護保険事業については地域から信頼されるものとなるよう、一層の効率的運営とサービスの質の向上に努めるとともに、経営の一層の改善に努めます。

3 事業の効率的運営と専門性の強化のための取り組みを進めます。

4 事業運営を安定的持続的なものとなるように、財政健全化に取り組めます。

＜具体的事業計画＞

1. 法人運営の取り組み

地域の福祉を推進する社会福祉協議会の役割を担うため、組織体制作りと人材づくりに取り組みます。

- ・ 組織体制を強化する取り組み
- ・ 財政を健全化する取り組み
- ・ 役職員を育成する取り組み

項目	内容	実施時期
組織体制を強化する取り組み	<p>【法人運営体制の強化】 理事会、評議員会をはじめ、必要に応じて総務部会、地域福祉部会を開催し、協議を行います。 また、業務調整会議など業務推進のための取り組みも継続して取り組みます。</p> <p>①理事会（定例） ②評議員会（定例） ③監事会（定例） ④正副会長会議 ⑤総務部会・地域福祉部会 ⑥課長会議 ⑦業務調整会議 ⑧各課・各部門の担当者会議</p> <p>【組織機構の改善】 平成30年度に実施した機構改革の目的である、効率的で専門性の高い組織となるよう、さらに取り組みを進めます。</p>	<p>①6・11・3月 ②6・3月 ③5・11月 ④毎月 ⑤随時 ⑥毎月 ⑦毎月 ⑧随時</p> <p>通年</p>
財政を健全化する取り組み	<p>【財政を健全化する取り組み】 変動する社会情勢や厳しい経営環境に対応した社協の経営基盤の改善と強化をすすめます。</p> <p>①機構改革と併せた事務事業の集約と効率化 ②会計の集中管理と効率化 ③更なる給与体系見直しの検討 ④事業、職員体制の再編の必要性の検討</p> <p>【財源を確保する取り組み】 三次市社会福祉協議会、及び地区社会福祉協議会を</p>	<p>通年</p>

	<p>はじめとする地域の福祉団体への認知や理解の向上に努め、その活動財源を確保する取り組みをすすめます。</p> <p>①広報活動の推進（広報誌、ホームページ、など） ②社協会費募集の推進 ③共同募金運動の推進</p>	<p>①通年 ②5～9月 ③10～12月</p>
<p>役職員を育成する取り組み</p>	<p>【役職員の研修】</p> <p>変化する情勢や社会環境に合わせた柔軟で迅速な法人運営や事業実施が推進できるよう、役職員の資質の向上に取り組みます。また、対話を通じた職員の育成にも継続して取り組みます。</p> <p>①県社協をはじめとする法人外研修への参加 ②法人内研修の実施 ③職員の資格取得の推進 ④対話を通じた職員育成</p>	<p>①随時 ②随時 ③通年 ④通年</p>
<p>その他</p>	<p>市社会福祉協議会として、事業経営を安定、継続して実施するために、以下のことに取り組みます。</p> <p>①三次市との連携の強化 ②市内の団体や法人との連携、情報交換 ③情報公開の推進 ④法令順守の一層の強化 ⑤働き方改革への対応 ⑥災害時の事業継続計画の検討</p>	<p>優年</p>

2. 地域福祉事業

平成31年度から5カ年間の「第5次地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動計画の基本理念である「すべての人が住み慣れた地域で、どのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくり」を実現するため、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を取り組み目標とします。

今年度より事業ごとに年間の目標設定を行い、事業の推進を行います。

事業	内容	実施時期
地域包括ケア推進事業	三次市の地域包括ケアシステムの深化・進化に向けて、三次市、三次地区医師会、地域包括支援センターみよし、三次市社会福祉協議会、地域の保健医療福祉専門職による多職種連携会議、地域住民、ボランティア等との連携・協働により、地域ニーズや社会資源を的確に把握して、「生活支援」を中心とした地域課題解決の取り組みをより具体的にすすめていきます。 ①三次市地域包括ケア推進連絡会議への出席と協働	通年
生活支援体制整備事業（市受託）	地域における住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備していきます。 ① 生活支援コーディネーター（1層・2層）の配置 ② 他機関と連携し地域の実態把握・情報整理・課題分析の取組（市内19地域に分け、3地域実施） ③ 社会資源マップの更新（編集委員会の設置） ④ 協議体と役割の類似する地域ケア会議を住民主体の協議の場に位置づけ、住民ネットワークの構築を図る ⑤ 高齢者の生活を支える担い手としての生活支援サポーターの募集（平成30年度30名） 地域での担い手を養成する研修会開催 ⑥ 地域住民の通いの場としての元気サロンの開設支援（H.30年度25か所）	① 2名 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年 ⑤ 会員：40名 4会場 ⑥38か所
三次市生活サポート事業（市受託）	介護保険の要支援1・2の方を対象に、利用者のQOL（生活の質）に焦点を当てた住民参画（互助）による有償のボランティア活動をコーディネートしながら、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。 ①利用会員への有償のボランティア活動 ②生活サポート会員交流会の開催	①通年 ②年2回

はるかぜネット 事業	公的なサービスでは十分に対応できない生活ニーズに対し、利用者のQOL(生活の質)に焦点を当てた住民参画(互助)による有償のボランティア活動をコーディネートしながら、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。	
	①利用会員への有償のボランティア活動 ②はるかぜ会員・利用会員の募集 ③はるかぜ会員交流会の開催 ④はるかぜ通信の発行 ⑤はるかぜネットの広報(社協だより・はるかぜ通信・ホームページ・チラシ配布ほか)	①通年 ② 〃 新規会員登録 5 名 利用件数 320 件 ③年 2 回 ④年 2 回 ⑤通年
ふれあい・いきいきサロン事業	ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者や障がい者、子育て中の保護者などが、地域のボランティアと身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくりと助け合いの輪を広げるふれあい・いきいきサロンづくりを広げていきます。	
	① 単位サロンへの活動助成・講師派遣・備品等貸出 ② 単位サロンの開設・運営の相談、支援 ③ 市社協支所での常設サロンの運営(吉舎・三良坂・三次西・三和)と運営方法の見直し	①通年 ②通年 ③12月まで
高齢者ふれあい・いきいきサロン支援事業(市受託)	高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと生活するため、介護予防の普及啓発を目的として、介護予防に資する活動を行う住民自主グループに対して支援活動を行います。	
	①サロンリーダー研修会の開催 ②ふれあい・いきいきサロンの集いの開催 ③サロンに出向き現状や課題の把握と、福祉資源等の情報発信 ④サロン関係リーフレット・手引書の配布 ⑤サロン活動用レクレーション器具の貸出	①年 1 回 ②年 2 回 ③通年 ④通年 ⑤ 〃

地区社協活動育成事業	<p>地区社協を対象とした研修会や、地区社協連合会議を開催し、地区社協と市社協間の協働等について協議し、地域福祉活動の推進に取り組みます。</p> <p>市内19地域に出向きサロンや見守り活動、生活支援等の活動について課題や要望などの情報を整理、地域の関係団体と共有を図ります。</p> <p>①研修会や地区社協連合会議の開催</p> <p>②市内19地域に出向き課題や要望などの情報の整理と地域の関係団体との共有</p>	<p>①会議・研修会各年1回</p> <p>②通年</p>
地区社協活動助成事業	<p>地域の福祉課題を自主的な住民参加によって対応するために行う地区社協の事業費を助成し、地域福祉の充実と推進体制を強化していきます。</p> <p>地区社協活動助成金を交付し、各地域の地域福祉活動を支援します。</p>	<p>通年</p>
ボランティアセンター事業	<p>ボランティアに関する情報を提供・把握し、多くの地域住民がボランティア活動に参加していただけるよう働きかけます。</p> <p>ボランティアグループを対象とした会議や交流会を開催し、各団体、関係者で連携を図ります。</p> <p>ボランティアバンクやボランティア活動助成事業を整理し、ボランティア活動の支援を行います。</p> <p>① ボランティアグループ代表者連絡協議会の開催</p> <p>② ボランティアの発掘と調整</p> <p>③ ボランティア講座の開催</p> <p>④ ボランティアグループ交流会の開催</p> <p>⑤ ボランティアグループへの活動助成</p> <p>⑥ ボランティア通信の発行</p> <p>⑦ ボランティアに関する情報の整理と発信</p> <p>⑧ 「夏・体験物語」(ボランティア体験)の開催</p> <p>⑨ ボランティアセンターへの加入促進</p> <p>⑩ ボランティア活動助成事業実施要領の見直し</p>	<p>①年1回</p> <p>②通年</p> <p>③年1回</p> <p>④年1回</p> <p>⑤年1回</p> <p>⑥年2回</p> <p>⑦通年</p> <p>⑧7・8月</p> <p>⑨通年</p> <p>⑩12月まで</p>
被災者生活サポートボランティア事業	<p>災害による被災者に対して三次市や三次市社協をはじめとする市内の各関係機関・団体等が協力してボランティア活動による支援を行います。平成30年7月の豪雨災害の教訓を活かして支援体制を整えていきます。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 (推進マニュアル検討会議を含む) ② 推進マニュアルの見直しと新しい「概要版」の配布 ③ 被災者生活サポートボラネット研修会の開催 ④ ボランティアセンター運営模擬訓練の開催 ⑤ 災害対応の資機材の整備 ⑥ 災害ボランティア等研修会への職員の参加 ⑦ 災害発生した他市町災害ボランティアセンターへの職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ①年 4 回 ②3 月まで ③年 1 回 ④ 〃 ⑤ 〃 ⑥ 〃 ⑦応援要請時
三次市地域支え合いセンター (市受託)	平成30年7月豪雨における被災者の孤立防止等の見守り支援や日常生活上の相談支援や生活支援を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 見守り支援活動の実施 ② 被災者相談会の開催 ③ 研修会や講演会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①通年 ②随時 ③通年
福祉教育活動推進事業	学校だけではなく地域の多世代の人に、地域福祉活動へ関心を持ってもらい、活動を通しての学びの機会としての福祉教育の推進に取り組みます。 地区社会福祉協議会や福祉施設等と協働し、地域サロン活動と協力するなど、地域の福祉的な資源と共に活動を展開していきます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉教育推進校の活動助成と学校訪問 ② 福祉教育を推進する小中学校への講師の調整と職員派遣 ③ 福祉教育講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ①市内小・中学校年 1 回 ②通年 ③年 1 回
広報啓発事業	社会福祉協議会の活動をはじめ地域福祉の制度、サービスについて、地域住民や福祉・保健・医療関係者の理解、協力を得るため、情報を提供していきます。	

	① 広報「みよし社協だより」の発行（全戸配布）	①偶数月
	② ふれあい社協まつりの開催	②年1回
	③ みよし健康福祉まつり（みよしふれあいいきいきフェスタ）への協力	③ 〃
	④ 新しいふれあい出前講座のメニューの作成	④6月まで
	⑤ 市社協ホームページの運営と広報委員会の開催	⑤月1回
	⑥ ケーブルテレビでの行事案内の掲示	⑥通年
	⑦ SNSによる行事案内等の発信	⑦ 〃
	⑧ 報道機関への行事等の情報提供	⑧ 〃
	⑨ 地区社協等の活動紹介	⑨ 〃
	⑩ 各種パンフレット及びリーフレット等作成活用	⑩ 〃

3. 福祉サービス利用の相談と支援

ふれあい福祉センターの各種相談、生活福祉資金貸付事業や福祉サービス利用援助事業、権利擁護センター事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

事業	内容	実施時期
ふれあい福祉センター事業	地域住民の多様な生活課題について、職員が地域に出向くなど、相談しやすい体制・環境づくりを行い解決につなげる支援を行います。とりわけ、経済的困窮や引きこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働、連携を図りその解決や予防に向けて取り組みます。	
	① 心配ごと相談（社協職員）	①通年
	② 法律相談（弁護士）	②年3回
	③ 介護・権利擁護相談（社協職員）	③通年
	④ 認知症生活相談（社協職員）	④ 〃
	⑤ 地域に出向く訪問相談（社協職員）	⑤ 〃
	⑥ 相談窓口の広報（ケーブルテレビ・音声告知放送、社協だより、チラシ他）	⑥ 〃
	⑦ 社協職員の相談援助技術研修	⑦年1回

<p>福祉サービス利用援助事業「かけはし」（県社協受託）</p>	<p>地域住民や関係機関に「かけはし」を広く周知し、支援が必要な方の利用を促進していきます。</p> <p>利用者には「かけはし」だけでなく地域での生活全般にわたるさまざまな援助が必要なことから、他の在宅サービスや近隣互助活動へもつないでいき、金融機関や福祉・医療関係機関との連携を強化していきます。</p> <hr/> <p>① 福祉サービスの利用支援の相談と調整 ② 日常的な金銭管理 ③ 通帳・印鑑・証書等の預かり ④ 事前利用審査会議・ケア会議の開催 ⑤ 地域、関係機関等への「かけはし」事業の周知・啓発、利用促進 ⑥ 生活支援員の研修参加</p>	<p>通年</p> <p>⑤利用件数 30件</p>
<p>権利擁護センターもみじ</p>	<p>病気や障がいなどにより判断能力の不十分な人の財産管理と身上監護について法人後見を受任し、関係機関と連携しながら課題の解決にあたり、成年後見制度の利用を支援します。また、市民後見人の活動を支援する体制を整え市民後見人バンクの運営により、市民参画による権利擁護を推進していきます。</p> <hr/> <p>① 相談支援 ② 成年後見制度の申立支援と親族後見人のサポート ③ 法人後見の受任 ④ 公正証書遺言の執行 ⑤ 契約締結審査委員会の開催 ⑥ 虐待等の相談 ⑦ 関係専門職との連携 ⑧ 出前講座による職員派遣 ⑨ 相談会の開催（北部・中部・南部3カ所） ⑩ 成年後見関係研修会への職員の参加 ⑪ 市民後見人養成事業の研修開催（市受託） ⑫ 市民後見人バンクの運営と市民後見人の受任</p> <p>⑬ 成年後見制度利用促進事業〔相談・申立支援、市長申立案件受任ほか〕（市受託）</p>	<p>① 20件 ② 通年 ③ 〃 ④ 〃 ⑤ 〃 ⑥ 〃 ⑦ 〃 ⑧ 〃 ⑨ 年1回 ⑩ 通年 ⑪ 年3回 ⑫ 通年2件 ⑬ 通年</p>

生活福祉資金貸付相談事業（県社協受託）	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付と必要な相談を行うことにより、経済的自立や生活意欲助長促進を目的としています。失業者を対象とした総合支援資金や対象世帯へ目的に応じた資金貸付・相談を行う福祉資金・教育支援資金、不動産担保型生活資金等の相談を受けていきます。また生活困窮者自立支援制度など他法・他制度の必要な機関と連携を図り、対象者の経済的自立を促す支援を行います。	通年
	① 総合支援資金の貸付相談 ② 福祉資金の貸付相談 ③ 教育支援資金の貸付相談 ④ 不動産担保型生活資金の貸付相談	
民生資金貸付事業（独自貸付）	民生資金の相談貸付と債権管理・滞納分の償還督促 [貸付限度額：50,000円] [無利息]	通年
老人介護支援センターの運営	高齢者福祉に関する専門的な相談や情報提供などのほか、居宅介護を受ける高齢者とその介護者などと高齢者福祉事業者との連絡調整、その他援助を総合的に行います。（本所・支所 8か所）	通年
民生委員児童委員活動との連携	常に地域住民の立場になって地域社会で活動されている民生委員児童委員と共に、地域住民の生活する上での心配ごとや福祉サービスを利用することなど、相互連携して地域の福祉的支援をしていきます。	①通年 ②毎月 ③通年
	① 地域福祉活動の連携 ② 三次市民生委員児童委員協議会の理事会・地区民児協議会への参加と情報交換 ③ 「高齢者見守り隊事業」や「命のバトン事業」への協力	
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	三次市の福祉・介護人材の安定的な就労・育成・定着に向けた取り組みを関係機関と協働してすすめ、地域で人材を育て、定着させるための方策を協議する「みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会」の取り組みをすすめていきます。	①年2回 ②年1回
	①みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会の開催 ②福祉人材の就労・確保・育成に研修会の開催	
青少年育成事業	青少年育成三次市民会議の活動を支援します。	通年

の活動支援	① 青少年育成三次市民会議の関係する事業への助成 ② 青少年育成三次市民会議の開催行事への協力	
社会福祉団体・NPO支援	地域福祉活動をすすめるために、社会福祉関係団や市内の幅広い機関・団体、社会福祉関係当事者団体やNPOの福祉活動を支援します。 三次市遺族会連合会、三次市老人クラブ連合会、三次市身体障害者連合会、三次市認知症の人と家族の会などの活動を支援し、情報交換をはかりながら連携をすすめていきます。	
	① 社会福祉団体への活動助成 ② 市社協と社会福祉団体との連絡会議の開催 ③ 社会福祉団体が開催する行事等への職員の応援派遣 ④ 社会福祉関係団体への情報提供	①年1回 ②年1回 ③通年 ④通年
介護支援専門員連絡協議会の活動支援	三次市介護支援専門員連絡協議会の事務を受任し、活動を支援します。	通年

4. 介護保険事業

三次市社協は、困難ケースの受け入れ、社協の権利擁護事業等との連携、地域包括支援センター、民生委員・ボランティアとの連携、地域におけるサービスの質の確保・向上、当事者組織（介護者家族の会等）との連携による介護者本人・家族を支援することを基本としています。

しかしながら三次市社協の介護保険事業は、平成30年度の介護報酬改正と事業実施地域の高齢者人口の減少などにより厳しい経営環境にあります。

今年度は、経営的に持続可能な体制整備を図るべく、事業の選択と集中、大胆かつ慎重な事業見直しを検討しながら、地域に密着した様々な機関と連携による利用者の生活を支え自立していただくことを目指した介護保険サービス事業を推進することとして、つぎの重点項目について取り組みを強化します。

- ・ サービスの質の向上や包括支援センター等との連携強化による利用者を増やす取り組み
- ・ 地域から信頼される事業運営
- ・ 事業の効率化などで収支を改善する取り組み

事業	内容	実施時期
事業所運営会議の開催	事業分析・サービス内容の検討・改善を中心とした各事業所運営会議を、管理者を中心として開催します。	毎月

<p>居宅介護支援事業</p>	<p>要介護認定を受けた方のケアプランを作成します。利用者が在宅生活を継続できるよう介護保険サービスだけではなくあらゆるサービスを駆使し支援していきます。また、介護支援専門員は介護全般に関する相談員として地域からの相談対応、助言や制度紹介など行っていきます。</p> <p>主任介護支援専門員を育成・配置することにより、中重度者や複雑な課題を抱えている利用者・家族への適切な支援を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。</p> <p>[実施事業所：ケアプランセンター／みよし北・みよし南]</p>	<p>通年</p>
<p>訪問介護事業</p>	<p>在宅生活を継続するために利用者一人ひとりの生活全般について多職種との連携を図り、利用者に寄り添った適切な援助を行っていきます。</p> <p>[実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]</p>	<p>通年</p>
<p>通所介護事業</p>	<p>市内に多くの事業所がある中、利用者から選ばれる事業所となるよう魅力ある事業展開を行います。そのために、利用者に必要な支援を的確に把握し改善に努めます。</p> <p>[実施事業所：デイサービスセンター／ふの・さくぎ・みらさか・みわ・みよし]</p>	<p>通年</p>
<p>福祉用具貸与事業</p>	<p>市内全域をサービス提供地域とし、緊急対応はもとより、用具の導入や相談などを行います。介護支援専門員と協議しながら、一人ひとりの在宅環境や身体状況に対応できる用具を選択し、提供していきます。</p> <p>[実施事業所：福祉レンタルみよし]</p>	<p>通年</p>
<p>介護老人福祉施設</p>	<p>入居者の生活を第一に考え、単調な毎日にならないよう時間の流れを大切に、一人ひとりのこだわりや思いに寄り添い、穏やかな生活を過ごしていただけるよう介護を行っていきます。</p> <p>[実施事業所および定員] [特別養護老人ホーム「江水園」：30人]</p>	<p>通年</p>
<p>短期入所生活介護事業</p>	<p>要介護認定者の方の短期間入所により、本人の生活を支援していくとともに、介護者の負担軽減も図ります。入所中は一人ひとりの生活を尊重し、機能低下防</p>	<p>通年</p>

	止も図ります。 [実施事業所および定員] [江水園短期入所生活介護事業所：10人]	
認知症対応型共同生活介護事業	認知症の方が少人数の生活の場で食事の支度や、掃除、洗濯、畑仕事等をスタッフと共に行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活できるよう支援します。また、独自事業(介護保険外)の高齢者安心サポート事業を展開し、急な家族の不在に高齢者を預かり介護者を支援する事業を行います。 [実施事業所および定員] [グループホームみらさか：2ユニット18人]	通年
要介護認定訪問調査(市受託)	訪問調査員が自宅または施設内において、要介護者等の心身の状況についての聞き取り調査を行います。 [実施事業所：ケアプランセンター/みよし北・みよし南、特別養護老人ホーム江水園]	通年
ボランティア・実習生等の受入れ	事業所への市民ボランティア、実習生、市内中学生の職場体験学習等の積極的な受け入れを行います。	通年

5. 障がい福祉サービス

障がいのある方一人ひとりが地域の一員として、自己選択と自己決定のもとに、安心して自立した生活を送ることができるよう各種の在宅福祉サービスを提供していきます。また、介護保険事業と同様に、地域の中で何でも相談できる事業所として、権利擁護センター「もみじ」や福祉サービス利用援助事業「かけはし」、ボランティア等と連携し、安心して生活できる地域づくりに取り組み、地域包括ケアの推進に積極的に関わっていきます。

事業	内容	実施時期
居宅介護事業	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンター/みよし・みよし南]	通年
同行援護事業	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出す	通年

	<p>る際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>[実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]</p>	
重度訪問介護事業	<p>重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>[実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]</p>	通年

6. 地域支援（高齢者介護予防）事業

高齢者が要介護（支援）状態になることを予防し、また、要介護状態等になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように三次市と共に高齢者の生活を支援していきます。

事業	内容	実施時期
元気ハツラツ教室（市受託）	<p>住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、介護が必要な状態になることを予防していきます。地域で開催することで気軽に参加しやすい活動になるよう取り組んでいきます。</p> <p>運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもりや認知症予防のための活動を中心に、仲間づくりも含めて楽しく事業を行います。</p> <p>[実施事業所：布野支所・作木支所・三良坂支所・三和支所・三次西健康づくりセンター]</p>	通年
高齢者トレーニング教室（市受託）	<p>トレーニングマシンにより筋肉を動かすことで体の動きを改善し、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、介護予防を行います。</p> <p>運動指導者等の計画による個別メニューを作成し、トレーニングマシンを使った運動を中心に、日常生活で体操が行えるように指導、相談を行います。</p> <p>[実施事業所：君田支所・甲奴支所・三次西健康づくりセンター・グループホームみらさか]</p>	通年

<p>トレーニング拠点定期指導 (市受託)</p>	<p>要介護や要支援状態になることを予防するために、体力向上に必要な運動を指導して、自立した生活機能の維持を図ります。</p> <p>利用者一人ひとりに合ったトレーニングマシンの取り扱いを説明し、簡単な運動の指導も行いながら、トレーニングマシンを継続利用し、健康を維持するよう指導します。</p> <p>[実施事業所：君田支所・三次西健康づくりセンター・グループホームみらさか]</p>	<p>通年</p>
<p>家族介護者教室 (市受託)</p>	<p>高齢者を介護している家族が、身体的・精神的な負担を軽減できるよう、介護に必要な知識や技術の習得を支援します。</p> <p>介護知識の習得や、認知症の学習、介護が必要な方の栄養や口腔ケアの指導を行い、合わせて介護者の健康管理にも助言をします。</p> <p>[実施事業所：君田支所・布野支所・作木支所・吉舎支所・三良坂支所・三和支所・甲奴支所・三次西健康づくりセンター]</p>	<p>年2回</p>
<p>「食」の自立支援事業 (市受託)</p>	<p>栄養改善が必要な方に、「食」の自立の観点から栄養バランスに配慮した調理、配食サービス(弁当)の提供と配達時の安否の確認を行います。</p> <p>[実施事業所：布野支所・作木支所・三良坂支所]</p>	<p>通年</p>
<p>軽度生活援助事業 (市受託)</p>	<p>介護保険の対象にならない家事援助を必要とする在宅の高齢者に、日常生活の支援を行い、自立した日常生活の継続と介護が必要な状態になることの防止を図ります。</p> <p>訪問介護員が自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物などの家事を援助します。</p> <p>[実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]</p>	<p>通年</p>
<p>認知症高齢者生活援助事業 (市受託)</p>	<p>認知症高齢者を介護している世帯での見守りの援助を行い、認知症高齢者及び家族の負担を軽減します。</p> <p>介護者が不在の時の見守りや、在宅中でも見守りができない場合の見守りを行います。また、介護や生活に関する相談も受けます。</p> <p>[実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]</p>	<p>通年</p>

7. 地域生活支援（障がい者自立生活支援）事業

障がいのある方が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援するサービスの実施やサービスに関わる人材を養成します。

事業	内容	実施時期
移動支援事業 (市受託)	<p>肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出等の支援を行います。</p> <p>[実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]</p>	通年
障害児生活訓練事業 (市受託)	<p>学校が長期休業中の在宅の障がい児等に対し、ボランティアの協力も得ながら日常生活上で必要な訓練や療育指導を行い、障がい児の生活の安定と保護者の就労支援を図ります。</p> <hr/> <p>障がい児等の見守りと療育等生活訓練</p>	春・夏・冬休み期間（土日・祝日・年末年始を除く）
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業 (市受託)	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、要約筆記奉仕員・手話通訳者の派遣と調整を行います。	通年
点字・声の広報等発行事業 (市受託)	市内に居住する視覚障がい者等で希望される方へ、ボランティアグループの協力により、テープ等に録音した「広報みよし」「議会だより」「社協だより」や点訳の「図書館だより」などを郵送します。	通年
手話・点訳・要約筆記・録音ボランティア養成事業 (市受託)	<p>手話・点訳・要約筆記・録音ボランティアを養成します。</p> <hr/> <p>① 手話奉仕員養成講座の開催（全35回） ② 点訳ボランティア講座の開催（全10回） ③ 録音ボランティア講座の開催（全5回） ④ 要約筆記奉仕員養成講座の開催（全8回）</p>	<p>通年 修了者</p> <p>①10名 ②3名 ③10名 ④3名</p>

8. 各種福祉サービス

高齢者や障がい児者、産前産後世帯等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内容	実施時期
障がい児・者ふれあい事業	障がいのある方とその家族、ボランティアが行事等を通じて交流を深め日常生活での支え合いにつなげていきます。	①年1回 ②年3回 ③通年
	①ふれあいハイキングの開催（市外） ②ふれあい・わいわいパーティーの開催 ③障がいのある方とその家族への支援	
福祉機器リサイクル事業（市受託）	不用になった福祉機器を譲り受け、それを必要とする高齢者、障がい者等に貸与することにより、日常生活用具、補装具給付事業を補完し、福祉機器の有効利用と在宅福祉の増進を図ります。	通年
福祉用具短期貸出	骨折や一時退院の時や介護保険の対象外で、一時的に歩行等が困難になられ在宅生活を送っている方に福祉用具（ベッド・車イス）を短期間貸し出します。 ベッドの入搬出が難しい方へは職員が支援しています。	通年
高齢者生活支援施設の管理運営（市受託）	65歳以上で、在宅での生活維持が不安なひとり暮らしの方が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援する施設の管理運営を行います。	通年
	① 君田小規模老人ホーム「むつみ荘」 ② 布野高齢者共同生活支援施設 ③ 作木あんしんリビング	
福祉車両貸出	介助等が必要な高齢者や身体の不自由な方の移動支援のために福祉車両を貸し出します。 ①貸出車両の整備を定期的に点検・整備し管理します。	①年1回
産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託）	妊娠期または産後に、日中家事や育児の支援が必要な方へご自宅にヘルパーの派遣を行います。 利用対象／妊婦およびおおむね産後6か月未満の産婦の方、家事や育児等において支援が必要とされる方 [実施事業所：ホームヘルプセンター／みよし・みよし南]	通年

9. 三次市指定管理施設の管理運営

地域の福祉活動の拠点として多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる福祉・保健サービスの提供に努め、市民の福祉・健康づくり活動を円滑に推進し、施設が地域で機能するよう10拠点15施設の管理運営および各施設

の福祉関係事業を推進していきます。指定管理者として、住民に頼られ親しまれる施設として管理運営を行います。

事業	内容	実施時期
三次市指定管理施設の管理運営 (市受託)	① みらさか福祉センター ② グループホームみらさか ③ 吉舎保健センター及び吉舎老人福祉センター ④ みわ総合福祉センター ⑤ 君田保健センター ⑥ 君田小規模老人ホーム「むつみ荘」 ⑦ 作木老人福祉センター「せせらぎの里」及び作木老人デイサービスセンター ⑧ 布野保健福祉センター及び高齢者共同生活支援施設 ⑨ 三次西健康づくりセンター及びデイサービス施設 ⑩ 特別養護老人ホーム「江水園」及び作木あんしんリビング	通年

10. 福祉サービス苦情解決体制

市社協が提供する介護保険サービスや福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、第三者委員や苦情受付担当者を配置します。また、介護保険事業所や事務所窓口に「ふれあい箱」を設置し、市民の皆様からのご意見を受けやすい体制により、利用者からの苦情等を受付け解決していきます。

また苦情が発生しないよう、苦情処理担当者連絡会議で事例研修等を企画し職員に啓発を図り、市社協への信頼を深める活動を行います。

項目	内容	実施時期
福祉サービス苦情処理	①第三者委員と苦情受付責任者・担当者の配置 ②福祉サービス苦情処理連絡会議の開催 ③苦情受付担当者研修会 ④「ふれあい箱」の設置	①通年 ②随時 ③通年 ④ 〃

1 1. 共同募金事業への協力

社会福祉団体の福祉活動に対して共同募金から助成することで地域福祉をすすめる共同募金運動に協力します。

事業	内 容	実施時期
共同募金助成事業	① 三次市共同募金委員会・分会の事務	① 通年
	② 高齢者福祉活動への助成	② 年間事業
	③ 障がい児・者福祉活動への助成	③ //
	④ 児童・青少年福祉活動への助成	④ //
	⑤ 住民全般福祉活動への助成	⑤ //

1 2. 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社の行う災害救護対策等の諸活動を支援するため、日本赤十字社三次市地区事務局活動に協力します。

事業	内 容	実施時期
日本赤十字社事業	① 赤十字社員（会員）と活動資金（会費）募集 ② 火災・風水害等による罹災世帯への災害救援品の配付 ③ 各種災害等における義援金受付事務 ④ その他赤十字事業に関する講座・研修等の開催	通年



このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るい社会を建設する姿」を表現しています。

社会福祉法人 三次市社会福祉協議会

〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1

代表電話 0824-63-8975

F A X 0824-62-6827

E-mail : mycity@cc.wakwak.com

<http://www.miyoshi-shakyo.com/>